

第102号議案

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

理由

町が管理する学童保育所において、人件費及び物価高騰等による運営費の増加に伴い、受益者負担の原則に基づく利用料金の適正化を図るため、新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第　　号

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例（平成18年新宮町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「3, 500円」を「5, 000円」に改め、同項第2号中「4, 000円」を「5, 500円」に改め、同項第3号中「5, 500円」を「7, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参考資料)

新宮町立学童保育所設置及び管理に関する条例(平成18年新宮町条例第25号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において 指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定 めるものとする。</p> <p>(1) 7月及び8月分を除く通常保育分 月額<u>5,</u> <u>000円</u>以内</p> <p>(2) 7月通常保育分 月額<u>5,500円</u>以内</p> <p>(3) 8月通常保育分 月額<u>7,000円</u>以内</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において 指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定 めるものとする。</p> <p>(1) 7月及び8月分を除く通常保育分 月額<u>3,</u> <u>500円</u>以内</p> <p>(2) 7月通常保育分 月額<u>4,000円</u>以内</p> <p>(3) 8月通常保育分 月額<u>5,500円</u>以内</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>